石狩市高齢者数の推移

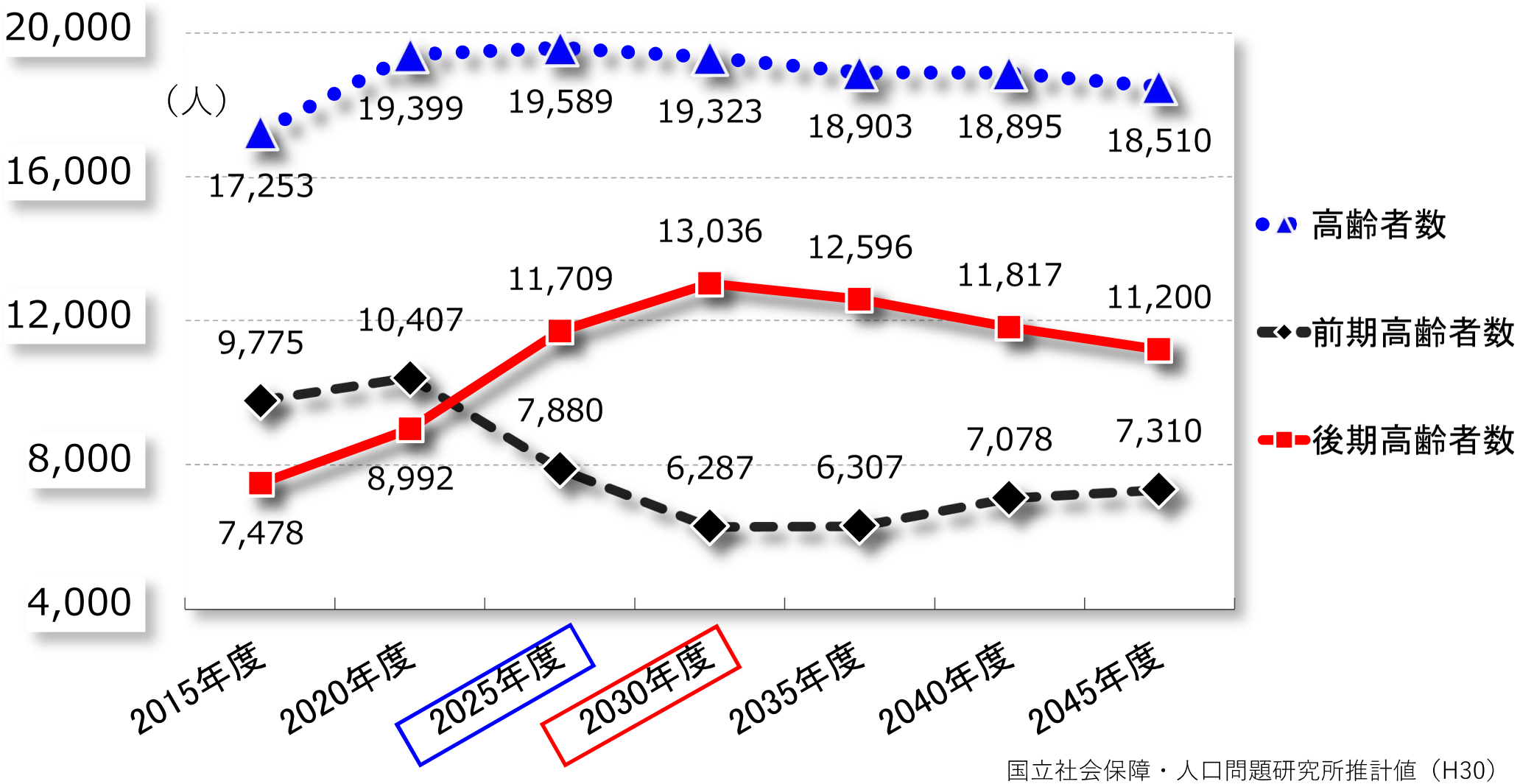

国立社会保障・人口問題研究所推計値（H30）

資料2

石狩市高齢者の認定者数（2020.3月末）

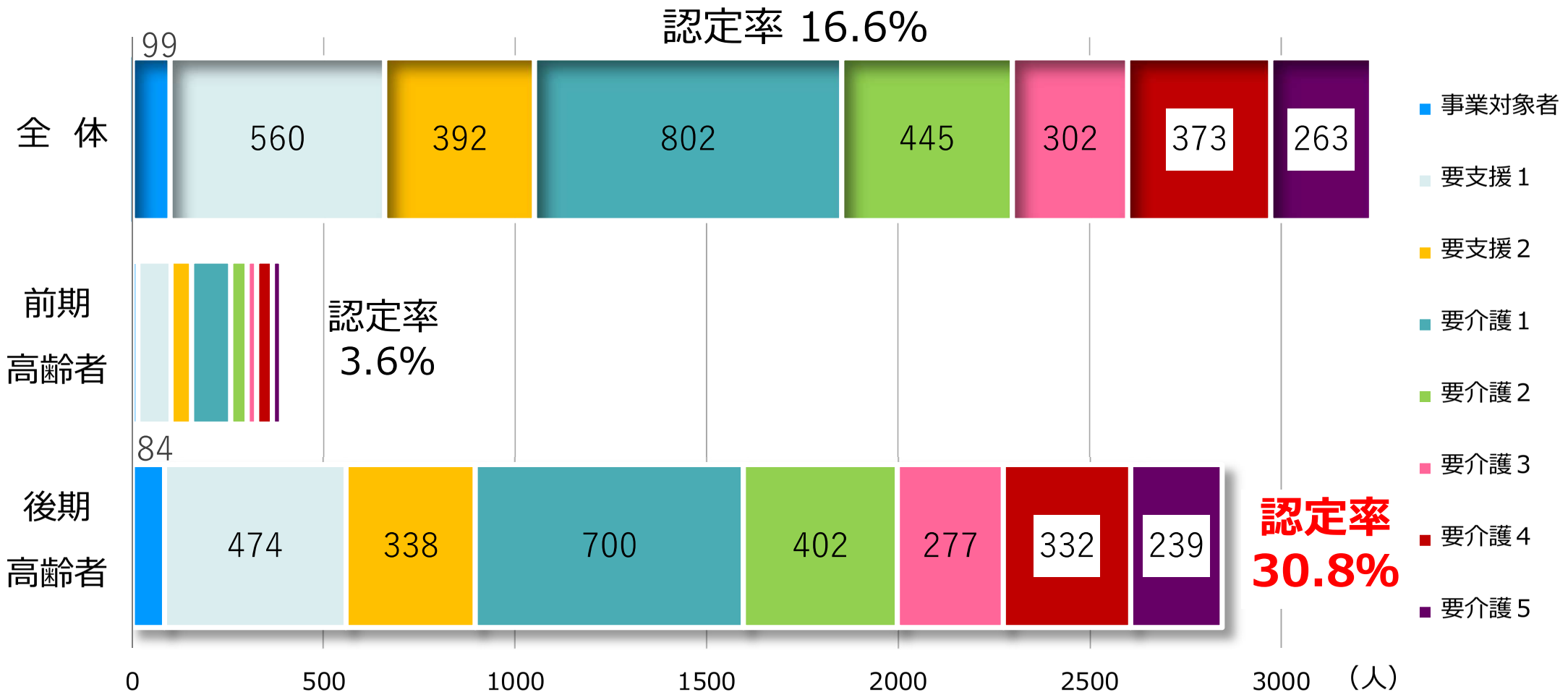

地域包括支援センター増設の背景

◆高齢者人口の増加

・地域包括支援センター設置の目安（地域包括支援センターの人員基準：介護保険法施行規則　第140条の66第１号）

⇒高齢者人口おおむね３千人以上６千人未満ごとに1か所

包括	高齢者人口（高齢化率）	後期高齢者人口
北地域包括支援センター	**９，３６８人（37.4%）**	**４，４６２人**
南地域包括支援センター	**８，６１６人（28.6%）**	**３，６４４人**

◆高齢者人口における後期高齢者比率の上昇、数の増加

・ひとつのセンターが作成するケアプラン件数の増加

・相談内容の複雑困難化、問題解決までの長期化

石狩圏域に地域包括支援センターを増設し、業務体制の強化を行う

担当地区設定の基本的考え方

2025年(高齢者数のピーク)・2030年(後期高齢者数のピーク)に対応できる地域包括ケアの確立

○後期高齢者数の均一化

中長期的に各担当地区の後期高齢者数の均一化を図る

○町内会等の地域活動に配慮

住民組織（町内会、民生委員地区、地区社協）を分断しない

○ケアプラン業務の平準化

三職種のケアプラン数を適正化したうえで平準化を図る

担当地区設定（案）

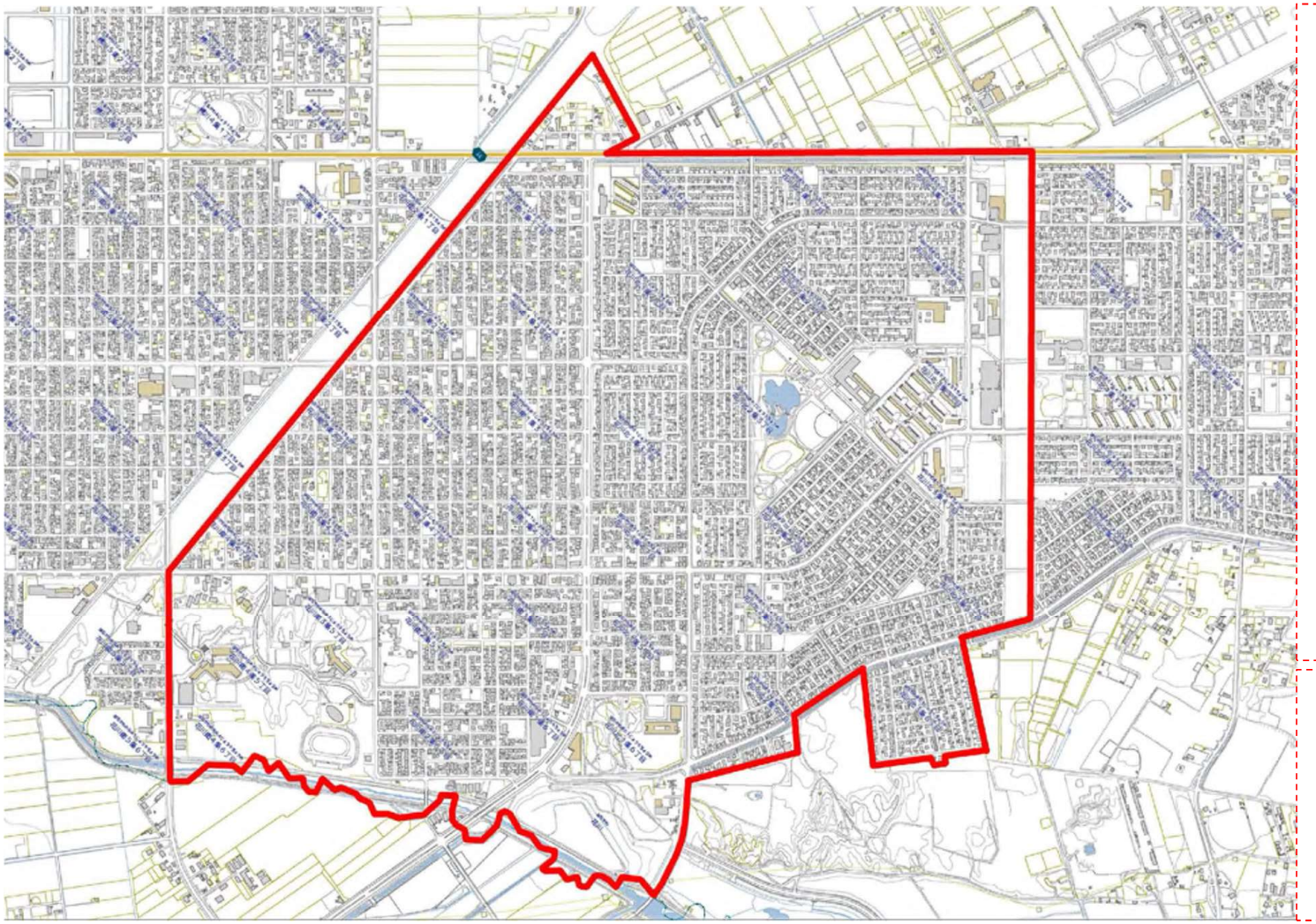

（仮）花川中央地域包括支援センター
担当地区（案）

- 花川北１～３条
- 花川
- 花川南１条
- 花川南２条２～６丁目
- 花川南３条３～５丁目
- 花川南４条４～６丁目
- あさひ町内会（花川北３条６丁目）に属する花川東
- 花川南第４町内会（花川南１条１～２丁目、花川南２条２丁目）に属する花畔

- 担当地区人口　16,441人
- 高齢者数　6,888人

（前期高齢者数　3,937人）
（後期高齢者数　2,951人）
（R2.4.1 現在）

石狩圏域の地域包括支援センター増設イメージ

令和2年度

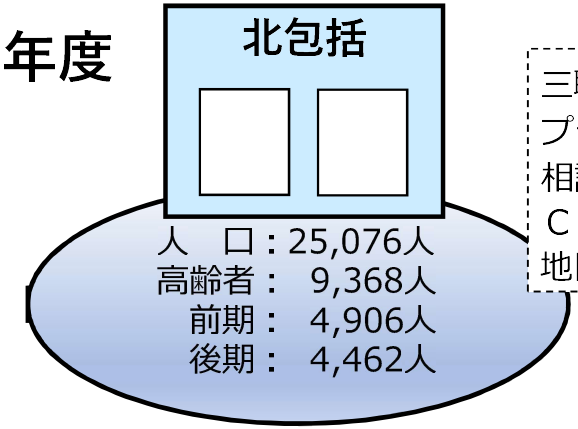

三職種：4人
プランナ：2人
相談：月130件
ＣＰ：月350件
地区活動:15回

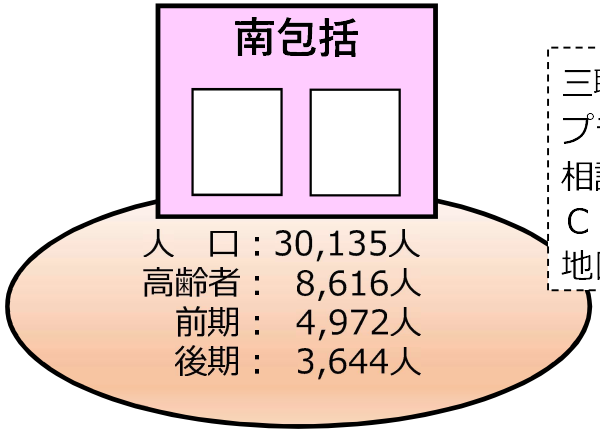

三職種：4人
プランナ：2人
相談：年100件
ＣＰ：月350件
地区活動:15回

圏域人口：55,211人　高齢者人口：17,984人　前期：9,878人　後期：8,106人　（R2.4.1現在）

令和３年度

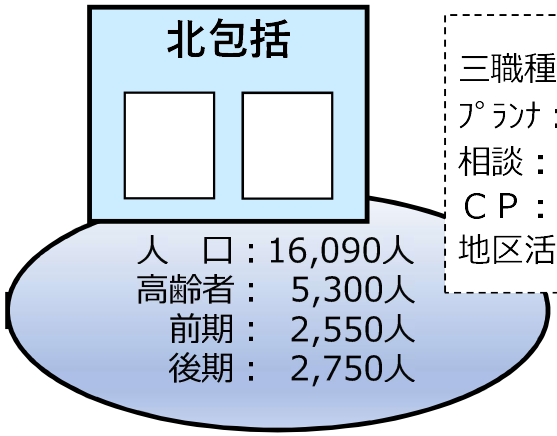

三職種：3人
ﾌﾟﾗﾝﾅ：1.7人
相談：月81件
ＣＰ：月222件
地区活動:20回

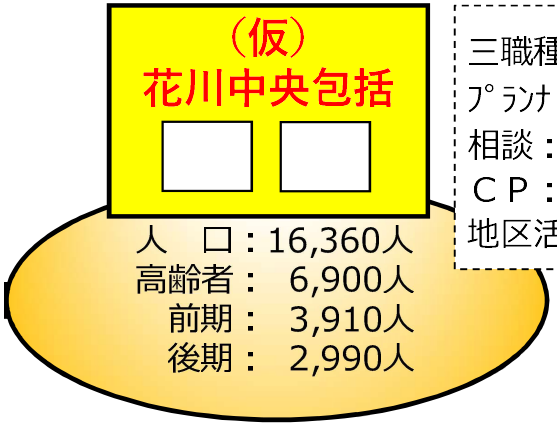

三職種：3人
ﾌﾟﾗﾝﾅ：1.5人
相談：月94件
ＣＰ：月211件
地区活動:20回

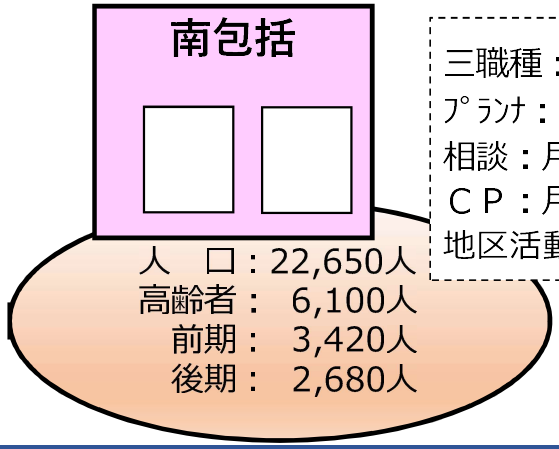

三職種：3人
ﾌﾟﾗﾝﾅ：1.8人
相談：月83件
ＣＰ：月226件
地区活動:20回

圏域人口：55,100人　高齢者人口：18,300人　前期：9,830人　後期：8,470人　（推計）

増設後の高齢者・ケアプラン数推計

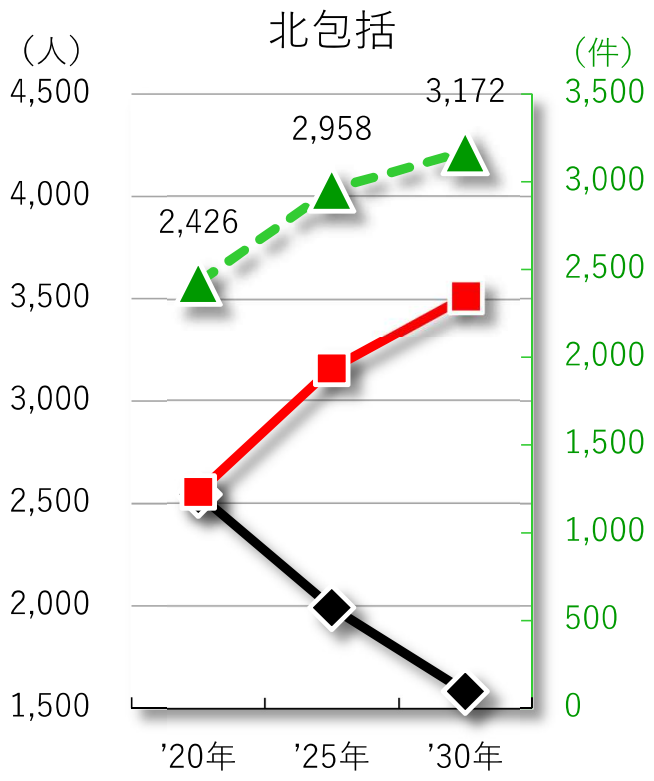

高齢者数	5,101	5,151	5,097

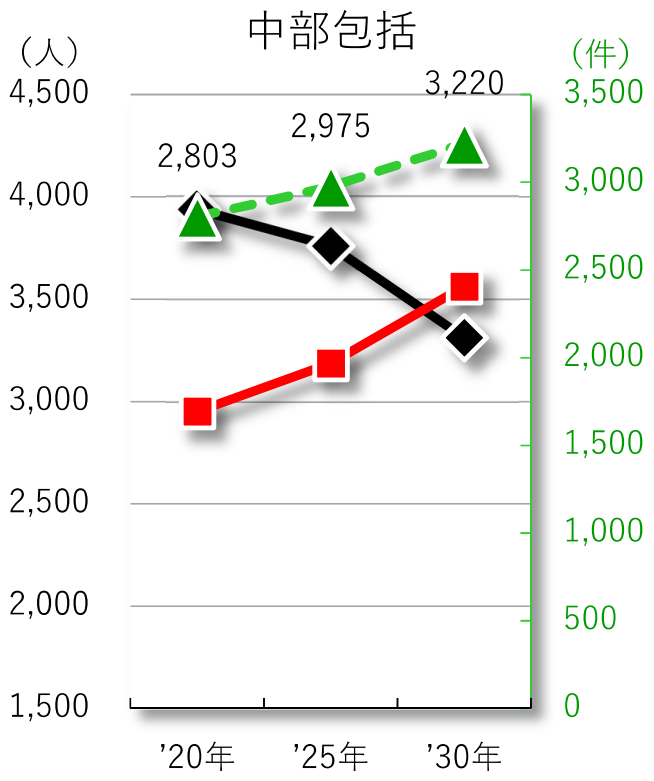

高齢者数	6,888	6,947	6,874

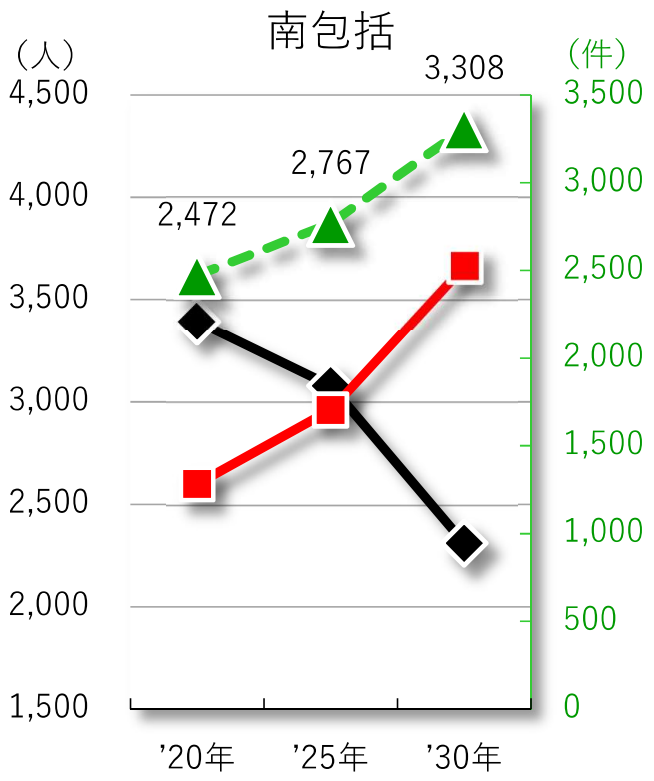

高齢者数	5,995	6,040	5,977

前期高齢者　後期高齢者　ケアプラン数

今後のスケジュール（予定）

- R2. 7 .28　石狩市介護保険事業運営推進協議会に提案
- R2.8.19　厚生常任委員会に提案
- R2.9月　パブリックコメント募集（1~30日）
- R10月　パブリックコメント意見集約
  厚生常任委員会に報告
  参加者応募受付開始、事前審査
- R2.11月　参加者プレゼンテーション
  プロポーザル審査委員会にて契約候補者選定⇒審査結果通知
  厚生常任委員会、石狩市介護保険事業運営推進協議会に報告
  令和３年度予算計上
- R2.12月　受託者合同説明会、該当地区への説明、利用者への説明
- R3.4.1　各包括受託者と委託契約
  新・石狩市花川中央地域包括支援センター設置

石狩市地域包括支援センター運営事業新規委託に係る基本方針

日常生活圏域の石狩地区には２カ所の地域包括支援センターがあるが、高齢者人口の増加や総合相談内容の複雑化等に伴い、各センターの業務量が増加しているのが現状である。そのため、地域包括支援センターを１カ所増設し３カ所とすることで機能強化を図るものである。

１．業務概要

件　　名：石狩市花川中央（仮）地域包括支援センター運営事業委託

目　　的：　地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。

業務内容：別紙仕様書のとおり

業務期間：令和３年４月１日から令和４年３月３１日

２．プロポーザル方式の採用理由

当事業は地域包括ケアシステム構築の中心的な役割を有し、高度の専門性を必要とするとともに、地域住民や医療・介護関係者との関係性の構築等、その技術力、信頼性や企画力及び創造性が必要であり、また、事業を安定的・継続的に実施できる能力等を総合的に判断して最適な事業所を選定するため、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者を決定する。

３．実施形式　　公募型

４．参加資格

（１）介護保険法施行規則第 140 条の 67 に規定する包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、次に掲げる法人（宗教法人及び政治活動を主たる目的とする団体を除く。）とする。

①老人福祉法第 20 条の７の２第１項に規定する老人介護支援センターの設置者

②医療法人

③社会福祉法人

④包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人

⑤その他市が適当と認める者

（２）介護保険法に基づく指定を受けてサービスを提供する事業所（ただし、福祉用具貸与・

販売の事業所を除く。）を概ね１年以上運営していること。

５．募集内容

石狩市ホームページに必要事項を掲載し公募する。

６．審査概要

（１）プロポーザル審査委員会

当該プロポーザル実施に当たり、プロポーザル審査委員会を設置する。

（２）プロポーザル審査委員構成

審査委員は７名以下とし、委員構成は、行政、学識経験者、医療・介護関係者、民生委員児童委員等とする。

（３）審査方法

適格な応募者の企画提案及びプレゼンテーションについて委員が審査する。

別紙

（仮）石狩市花川中央地域包括支援センター運営に関する業務仕様書

１．地域包括支援センター設置の目的

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。

２．利用対象者

地域包括支援センターを使用することができる者は、市内に居住する高齢者で日常生活を営むために介護、医療等の支援を必要とする者及びその家族とする。

３．事業

地域包括支援センターは次の事業を行う。

（１）介護保険法第 115 条の 45 第１項第１号のニに掲げる事業（第一号介護予防支援事業）

（２）介護保険法第 115 条の 45 第２項第１号から第３号までに掲げる事業

（３）介護保険法第８条の２第 16 項に規定する介護予防支援事業

（４）石狩市地域包括支援センター運営方針に掲げる項目

４．地域包括支援センターの仕様等

（１）施設については次のとおりとする。

・前項に掲げる事業を実施するために、施設は利用対象者が相談しやすい担当地区内に設置するものとする。

・施設は、職員、職員執務室、相談スペース、駐車場、地域包括支援センターの業務システム、その他業務に必要な職員、施設、設備等を確保するものとする。

（２）職員の配置は次のとおりとする。

・保健師または準ずる者

・社会福祉士または準ずる者

・主任介護支援専門員または準ずる者

・このほか、業務量等を考慮し適切な職員の配置を行うこと。

（３）地域包括支援センターの業務システムについては次のとおりとする。

・地域包括支援センターの業務システムの設置及びソフトウェア保守、ハード保守、システムサポート、法改正対応、システム更新、プリンタ設置に関する経費は委託者の負担とする。

・システム運用に伴う経費（消耗品、通信費等）は受託者の負担とする。

・地域包括支援センターシステムの操作は専任の職員以外行わないこととする。

５．守秘義務

（１）介護保険法、石狩市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の規定を遵守すること。

（２）配置された職員にあっては、個人情報の取り扱いに十分留意すること。

（３）個人情報を含む媒体等については、鍵付きのロッカーに収納するなど厳密な取り扱いをすること。

６．その他の事項

（１）相談窓口としての業務については、併設施設との連携の下に 24 時間対応の体制確保に努めること。

（２）地域包括支援センター専用電話を設置すること。

（３）保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（いずれも準ずる者を含む）が作成するサービス計画書は１人当たり原則 40 件（再委託を除く）までとし、超えた分は介護支援専門員を配置し作成または居宅介護支援事業所に再委託するものとする。

（４）事業内容の周知を図るとともに、地域との連携を確保するため、地域の自治会、民生委員医療機関、高齢者施設、警察等と連携を図ること。

（５）各種研修会への参加及び異職種との交流により、自己研鑽に努めること。

○石狩市地域包括支援センター運営事業委託公募型プロポーザル審査会設置要領（案）

（趣旨）

第1条　介護保険法（平成9年法律第 123 号）第 115 条の 45 第1項第1号の二及び第2項に規定する地域支援事業並びに法第8条の2第 16 項の指定介護予防支援事業等に関する業務を本市から受託し、同法第 115 条の 46 第1項に規定する地域包括支援センターを設置しようとする事業者を公正かつ適正に選考するため、石狩市地域包括支援センター運営事業委託公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条　審査会は、次に掲げる事項の事務を所掌する。

(1)実施要領の確認に関する事項

(2)企画提案書等の審査及び候補者の決定に関する事項

(3)その他必要な事項

（組織）

第3条　審査会は、次に掲げる団体の中から推薦された者及び次に掲げる者 7 人以下で構成する。

（1）医療関係団体

（2）介護関係団体

（3）石狩市民生委員児童委員協議会

（4）学識経験者

（5）石狩振興局

（6）石狩市企画経済部長

2　委員の任期は、委託先事業者が決定するまでの期間とする。

3　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。

（委員長等）

第4条　委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

2　委員長は、委員の互選とする。

3　副委員長は、委員長の指名する委員とし、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

（事務局）

第5条　審査会の事務局は、保健福祉部高齢者支援課に置き庶務を行う。

（その他）

第6条　この要領に定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。